

土岐市告示第92号

土岐市外部公益通報に関する要綱を次のように定める。

令和8年4月27日

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（土岐市公益通報の処理に関する要綱（平成18年訓令甲第4号）第2条第2号に規定する市職員等を除く。）をいう。
- (2) 外部公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報のうち、労働者等による通報をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に係る事務を所管する課等（通報対象事実の有無が不明な段階においては、通報の内容に関係する事務を所管する課等）をいう。

(通報窓口等の設置)

第3条 外部公益通報に関する事務を総括するため、外部公益通報管理者（以下「管理者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

2 外部公益通報の受付等を行う窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課

に置く。

3 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部公益通報の受付に関すること。

(2) 通報対象事実に係る所管課との連絡調整に関すること。

(3) 外部公益通報の相談に関すること。

(従事者の義務等)

第4条 外部公益通報に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）

は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 従事者は、自己の従事する業務に係る通報への対応に関与してはならない。

3 従事者は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報への対応に関与してはならない。

(外部公益通報の方法等)

第5条 労働者等は、通報対象事実があると思料するときは、外部公益通報をすることができる。

2 外部公益通報は、書面の提出、電話、電子メール等により行うものとし、原則として実名によるものとする。ただし、通報対象事実があることについて客観的に証明できる資料がある場合は、匿名によることができる。

(外部公益通報の受付)

第6条 通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、通報者の情報及び通報の内容等を土岐市外部公益通報受付書（別記様式第1号）に記録するものとする。

2 通報窓口は、当該通報者に対して、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を説明するものとする。

(所管課への引継ぎ)

第7条 通報窓口は、受け付けた外部公益通報について、所管課に引き継ぐものとする。ただし、当該通報に係る通報対象事実について、市が処分、勧告等の権限を有しないことが明らかである場合は、引継ぎをせず、通報者に対し当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

2 所管課は、前項の規定による引継ぎを受けた場合において、当該通報に係る通報対象事実について処分、勧告等の権限を有しないときは、通報者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

(受理又は不受理の通知)

第8条 所管課は、前条第1項の規定による引継ぎを受けたときは、速やかに当該通報の受理又は不受理を決定するものとする。

2 所管課は、前項の決定をするに当たり、通報が次のいずれかに該当するときは、受理しないことができる。

(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正な目的であることが明らかなきとき。

(2) 通報対象事実該当しないことが明らかなきとき。

(3) 通報の内容が極めて不明確であり、通報者に説明を求めても内容の把握ができないとき。

3 所管課は、外部公益通報として受理すると決定した場合は土岐市外部公益通報受理通知書(別記様式第2号)により、外部公益通報として受理しないと決定した場合は土岐市外部公益通報不受理通知書(別記様式第3号)により、通報者に対して、遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が匿名の場合又は通知を希望しない場合は、通知を行わないことができる。

(調査の実施)

第9条 所管課は、前条第1項の規定により受理した外部公益通報が調査を要すると認めるときは、関係者からの事情の聴取、関係書類の閲覧、現地の確認その他必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査は、通報者の秘密保持のため、通報者が特定されないよう配慮し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。この場合において、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等にも配慮するものとする。

(受理後の教示等)

第10条 所管課は、外部公益通報の受理後において、当該通報に係る通報対象事実について処分、勧告等の権限を有しないことが明らかになったときは、通報者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

2 前項の教示をする場合、適切な法執行の確保及び関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、所管課が作成した当該事案に係る資料を通報者に提供するものとする。

(調査結果の通知)

第11条 所管課は、第9条第1項の調査の結果を土岐市外部公益通報（調査結果・是正措置等）通知書（別記様式第4号）により通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が匿名の場合又は通知を希望しない場合は、通知を行わないことができる。

2 前項の通知をする場合、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮するものとする。

(是正措置等)

第12条 所管課は、第9条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置を講じるものとする。

2 前項の措置を講じた場合は、その内容を前条の通知に記載するものとする。

(管理者への報告)

第13条 所管課は、外部公益通報の処理状況等について、管理者に報告するものとする。

(外部公益通報以外の通報の取扱い)

第14条 通報窓口は、外部公益通報以外の通報があった場合は、必要に応じて所管課に情報提供をするものとする。

2 所管課は、前項の規定による情報提供を受けた場合は、必要に応じて適切に対応するものとする。

(実施状況の公表)

第15条 管理者は、毎年度、この要綱に定める外部公益通報に関する業務の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第6条関係）

土岐市外部公益通報受付書

通報日時	年 月 日 時 分	受付担当者	
通報の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）		
通報者	氏名		電話
	住所		勤務先
通報内容	通報等対象者（氏名、所属等） 通報等の内容（日時、場所、状況等） 通報対象事実を確認した方法		
証拠資料等	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし		
通知の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
その他参考事項			

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市外部公益通報受理通知書

年 月 日に受けた通報は、年 月 日付けで外部公益通報として受理し、調査を開始しましたので、土岐市外部公益通報に関する要綱第8条の規定により通知します。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市外部公益通報不受理通知書

年 月 日に受けた通報は、次の理由により外部公益通報とは認められないため不受理としましたので、土岐市外部公益通報に関する要綱第8条の規定により通知します。

（不受理の理由）

様式第4号（第11条、第12条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市外部公益通報（調査結果・是正措置等）通知書

通報のありました事実について、土岐市外部公益通報に関する要綱（第11条・第12条）の規定により、（調査結果・是正措置等）を次のとおり通知します。

受 理 年 月 日	年 月 日
件 名	
調 査 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
調 査 結 果	
是 正 措 置 等	
そ の 他 参 考 事 項	